公益信託玉井記念整形外科学研究助成基金第二十期決算公告

一、事業概要

熊本県内の大学における整形外科学及びリハビリテーション医学に関する基礎的・臨床的研究を行う者に対する助成

助成金　二件　一〇〇万円

二、財産目録　平成二十七年十二月三十一日現在

資産合計　四六、四七三、七九六円

負債合計　〇円

正味信託財産　四六、四七三、七九六円

平成二十八年五月六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託玉井記念整形外科学研究助成基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道夕張郡長沼町西六線南一番地、最後の住所北海道苫小牧市泉町一丁目四番四号

被相続人　亡　酒井　陳兆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

札幌市中央区南一条西一〇丁目タイムスビル六階　札幌リアル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関口　和矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区水の森一丁目一七番、最後の住所宮城県仙台市青葉区水の森一丁目一七番二〇号　被相続人　亡　高山　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

仙台市青葉区五橋一丁目一―五八―七二〇

相続財産管理人　弁護士　吉田　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市六郷町西藤泉一三三二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森谷又右エ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

山形県米沢市松が岬二丁目一番六六号

神原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神原　祐哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市好間町下好間字一町坪五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　金澤　保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ七階浜通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　淑彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市通五丁目三一八六番地、最後の住所栃木県足利市八幡町四七六番地一

被相続人　亡　蓼沼　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

栃木県足利市通二丁目二七三八番地

相続財産管理人　弁護士　小沼洸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県多野郡神流町大字塩沢二六三番地、最後の住所群馬県高崎市井野町一二四二番地七　グース二階二〇一号

被相続人　亡　小柏　治男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

群馬県高崎市鞘町二〇―一　高崎鞘町ビル二〇三―二

相続財産管理人　弁護士　倉﨑　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区新町通今出川上る西入近衛殿表町一七七番地、最後の住所埼玉県本庄市東台二丁目六番四七号

被相続人　亡　飯島　靖二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

埼玉県熊谷市本町二丁目一三六番地　ワンチビル二階　石井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　智章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市中妻三丁目一二番地七、最後の住所埼玉県上尾市富士見一丁目四番二号

被相続人　亡　加藤　喜之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番二号駒崎ビル四〇一こうの市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神野　直弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市大井町二三二二番地、最後の住所埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目三一番一〇号　ライフハウス浦和四一〇号室

被相続人　亡　鈴木　靖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号　東和ビル四階　埼玉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐渡島　啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県河沼郡会津坂下町大字長井字横岩四六〇九番地、最後の住所千葉県市原市八幡二一八一番地一グランコート浜野三一〇

被相続人　亡　岩渕　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号　袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　晃久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市神野新田町字カノ割三五番地、最後の住所千葉県柏市中央一丁目五番一三―二〇五号　被相続人　亡　松井　雪夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

事務所千葉県柏市柏四―一一―一七　森田ビル二階　柏綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市花田町字南新起四四番地二、最後の住所愛知県豊橋市浜道町字桜六〇番地の四八　被相続人　亡　岡本　文彌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

事務所東京都千代田区神田小川町二―一シンコー・ミュージック・プラザ五階イースト・ウイング　やまぶき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　勝部　浜子